

Tax & Law

法人番号への対応 2

マイナンバー制度では、個人ごとのマイナンバーのほかに、法人ごとの番号である法人番号が付番されています。

法人番号はマイナンバーと同様に、法定調書や申告書、申請・届出書類などを官公署に提出する際に、提出者や支払者の法人番号を記載することとされています。

法人番号には個人のマイナンバーのような厳格な利用制限がありません。このため、行政機関による新たなサービス（「国税庁法人番号公表サイト」、「法人向けポータル」など）が予定されています。

◎「国税庁法人番号公表サイト」

このサイトでは、法人の基本3情報（①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地、③法人番号）の検索・閲覧が可能になりますので、法定調書の作成や取引先情報の登録・管理作業が効率化される事が考えられます。

◎「法人向けポータル」

行政機関が有する各法人の情報の検索や、調達・補助金などの情報入手、行政機関に対する手続きをワンストップで行える「法人向けポータル」が検討されています。

その他、民間でも法人番号の活用が進むことにより、新たなサービスができることも期待されています。

例えば、法人番号を利用して、企業が保有・公表する様々な自社の情報が検索・取得できるようになれば、企業間取引における添付書類の削減などが期待されます。

そのほかにも、取引先・提携先開拓のための、インターネットサイトでの活用など、様々な場面での利用拡大が期待されています。